

## いま、水俣病事件が問いかけるもの

水俣病被害者互助会 事務局 谷洋一

- ・水俣病事件は公式確認から 56 年の歳月が経過する。汚染が最もひどかった 1950 年代、不知火海沿岸に暮らしてきた住民は 40 万人余、そして汚染された魚が流通したエリアの人口は 200 万人を超える。
- ・現在、頭痛、手足の痺れ、こむら返りなどの症状を訴えて、新たに給付申請等を申し出ている被害者は 5 万人を超えた。
- ・水俣病は 1995 年最終的完全解決といわれた時期があった。当時約 1 万人の被害者が政治和解し、終結宣言がされている。その後 2004 年関西訴訟最高裁判決によって、国・熊本県の水俣病発生・拡大に伴う行政責任が断罪されるや新たな申請者が続出する。一方、政府は一昨年水俣病特措法を成立させ、加害企業チッソの分社化と一時金 210 万円によって、水俣病を終結させようとしている。被害の全容説明はおこなわれず、病像をめぐる様々な論争が続く中、ただ紛争処理の幕引きの動きだけが続いている。

### 水俣病前史

- ・1906 年 鹿児島県大口市に曾木発電所建設される。そしてその電力を使って 1907 年、水俣にカーバイド工場が建設されることになる。これが現チッソ株式会社の前身である。次々と事業を拡大、日本軍部との協力の下、朝鮮興南に強大な化学工場を建設していくこととなる。  
1926 年 朝鮮水電株式会社、赴戦江ダム建設着工、1927 年 朝鮮窒素肥料株式会社設立、興南工場建設、水俣で培ったやり方がここでも再現されたのである。  
日本窒素肥料株式会社（現チッソ）は戦前朝鮮、中国などに進出、「労働者を牛馬と違ってこき使え」という労務政策を行った企業であった。  
帝国主義の下の海外進出と水俣病の発生は決して無縁ではない。そして環境破壊の最も深刻なものは戦争による破壊である。日本窒素は戦争の中で軍需産業として強大化し、朝鮮興南(フンナム)に巨大な化学工場を建設していく。近代国家建設と植民地主義、そして敗戦と時代の中で水俣病事件は引き起こされ、拡大してきた。
- ・それは日本の社会の大きなひずみでもある。水俣病事件がなぜ起こったのか？それはチッソという企業の持っていた体質や日本国家・社会の本質的説明が不可欠である。日本の公害・環境汚染の最悪の事例である水俣病、それはどのように始まり、どのような経過を取り、未だなぜ解決できないでいるのか？

### 水俣とチッソの 100 年史

- 1906 年 曾木発電所建設
- 1907 年 水俣にカーバイド工場
- 1932 年 アセトアルデヒド工場操業 水銀流出
- 1952 年頃 魚介類、猫、鳥などへの影響顕在化・急性劇症の患者の発生
- 1956 年 水俣保健所による公式確認
- 1957 年 厚生省・県はなぜ食品衛生法を適用できなかったのか？  
魚介類の摂取の停止、工場廃水の調査、停止はなぜされなかったのか？
- 1958 年 アセトアルデヒド工場廃水の水俣湾側から水俣川河口への変更  
二つの水俣病（水俣湾と水俣川河口から）その拡がり
- 1959 年 水俣病社会問題化、漁民らの抗議活動  
厚生省・食品衛生調査会水俣部会の解散・調査の打ち切り？
- 1965 年 新潟水俣病の確認
- 1968 年 公害認定（チッソが原因企業であることを確認）
- 1973 年 水俣病第一次訴訟判決・第 3 水俣病事件、水銀パニック
- 1976 年 患者告発によりチッソ幹部 2 名の刑事裁判開始、1988 年有罪確定
- 1977 年 水俣病判断条件（認定制度は根拠なき線引き）
- 1995 年 水俣病政府解決策（その問題点）
- 2004 年 関西訴訟最高裁判決  
チッソと行政の責任 何が問われているのか？ 発生責任・被害の拡大、被害者の救済
- 2006 年 水俣病公式確認 50 年 => 2010 年 水俣病特別措置法成立、その後給付申請者約 5 万人

## 被害の全体像と今後の課題

### 1. 水俣病被害の拡がり（母集団）生態系全体への影響

不知火海沿岸住民（南側地域）：20万人、不知火海全域：46万人

魚介類の売買された範囲（日常的流通圏）200 - 300万人の被害母集団

加工された物（かまぼこ、ちくわ、いりこなど）その他（京都のはも）

汚染・暴露・発症そして死（環境汚染のメカニズム）

デンマークやニュージーランドからの報告 アメリカ EPA の基準 胎児や小児への影響

環境ホルモンとしてのメチル水銀、その影響

病像論と水俣病医学。認定制度に規定された水俣病研究。

### 2. 水俣病の社会問題

地域社会と水俣病 企業城下町での公害事件 被害者は地域社会の敵？

...奇病・伝染病への差別 村社会の中での被害者家族の苦闘

...公害病としての水俣病 水俣病補償問題 チッソ存続の危機

.....1968年 水俣病市民会議の結成、チッソ第一組合の恥宣言

### 3. 水俣病認定問題と補償問題 その問題点

1970年代公害行政と制度から 1995年政府解決策（責任なし、被害者の線引き）

...水俣及び周辺の地域社会の課題

.....水俣病は終わった。もやいなおし・環境モデル都市づくり???

.....水俣病患者が暮らしやすい社会か？

.....就職、結婚、医療、生活保障などの課題

### 4. 安全性をめぐる様々な課題

1997年議会報告書 アメリカ環境保護局の警告 ツナ缶は一週間で何グラムまで食べても安全か？

日本の魚介類の安全基準 「暫定基準」 0.4ppm（メチル水銀 0.3ppm）

何がどこまで安全なのか？ 食生活へリスク その適正な評価が必要

### 5. 水俣病の教訓とは何か？

被害の実態を明らかにする。なぜ被害が防げなかったかを明らかにする

加害者であるチッソや行政がその解明をしなければ、問題は繰り返される

...（HIV事件、BSE事件、雪印事件、JR西日本、アスベスト、肝炎、塵肺、福島原発事故、XXX）

化学工場のあり方、石油化学、現代の科学文明そのものの問い直し

...プラスチック、ダイオキシン、農薬、原子力・核、遺伝、アスベスト、XXX

アジアで、世界で、環境汚染は繰り返されている

...ボパール事件、ベトナム・枯葉剤被害、公害輸出 韓国・フィリピン・タイ

...マレーシア ARE 放射性廃棄物不法投棄事件、中国での様々な環境汚染、福島原発事故

### 6. 今も続く訴訟等

#### A. 水俣病認定処分に対する不服申立て

約40件、関西訴訟最高裁判決後、24件中5件が処分取り消し判決

#### B. 水俣病関係の訴訟

##### (1) 国家賠償等請求事件(水俣病被害者互助会第2世代訴訟)

チッソ(株)の加害責任及び国・県が水俣病の発生拡大を防止する義務等を怠った国家賠償法上の責任に基づく損害賠償を求める裁判（2007.10.11 熊本地裁に提訴）

##### B2. 行政処分取消等請求及び行政処分義務付け請求訴訟

##### (2) 水俣病認定申請棄却処分取消訴訟及び義務付け訴訟（溝口訴訟）未認定死亡者

認定申請者の死亡後、「判断資料不足」を理由に棄却処分した県の処分は違法であるとして、棄却処分の取消及び新たな認定処分を求める裁判（2001年熊本地裁に提訴、2007年判決、現在は福岡高裁にて控訴審中）

##### (3) 水俣病認定申請棄却処分取消等請求訴訟（関西訴訟原告Fさん）

水俣病の認定基準は誤っているとして、県が行った棄却処分及び国の審査庁（公害健康被害補償不服審査室）が行った審査請求棄却判決の取消及び認定処分を求めた裁判（2007.5.16 大阪地裁に提訴）

2010.7.16 勝訴判決、昭和52年判断条件に医学的根拠なし、熊本県即刻控訴

